

書類審査の基準について

公募要領に基づき提出された書類等について、モデル事業検討委員会において以下の項目による審査を行い、モデル実証事業者を選定します。

1. 地域の抱える問題、課題に対応した取組かどうか
 - ・ モデル実証事業を実施しようとする地域(商店街)の問題や課題を良く把握し、その解消に向けた取組内容となっているかどうかについて審査します。
2. 持続的な取組を前提とした内容かどうか
 - ・ 今回のモデル実証事業のみでの取組ではなく、継続的な取組を前提とした内容となっているかどうかについて審査します。
3. 予定する事業効果(事業目標)に無理はないか、また、効果の計測が可能かどうか
 - ・ 予定する事業効果について、事業目標の達成が無理のない内容の取組となっているかどうかについて審査します。
 - ・ また、効果の計測が可能な事業目標となっているかどうか、効果の計測を含めた取組内容となっているかどうかについて審査します。
4. 事業の実施体制、スケジュール、経費の配分計画が妥当であるかどうか
 - ・ 事業の実施体制、スケジュール、経費の配分について、応募基準に照らし妥当であり、実施可能な取組となっているかどうかについて審査します。
5. 地元農林水産物の取り扱いに工夫があるかどうか
 - ・ 生産者・鮮度表示などの食の安全性の観点での取り組み、調理法 PR や高齢者向け宅配などの消費者対応でのなど、仕入れ、販売、加工(調理)などの各段階において工夫し、地産地消事業として特徴的であるかどうかについて審査します。
6. 総合的に見て、取組内容等にモデル性や特筆すべき特徴を備えているかどうか
 - ・ 総合的に見て、全国の商店街においてモデル事業として汎用性のある事業であるか、また、先進性や独自性などの特筆すべき特徴を備えているかどうかについて審査します。